

諮問番号：平成29年度諮問第54号

答申番号：平成29年度答申第56号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別障害者手当認定請求却下処分）は、違法、不当である。

(1) 現在、精神障害者保健福祉手帳2級の判定を受けている。

(2) 前主治医の見解で、在学中より何かしらの精神疾患の兆候が確認でき、この時から遡及して年金未納分を取り消し、免除し得る可能性がある。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 審査請求人の障害の程度が法に規定する特別障害者であるかどうかの判断は診断書の記載内容に基づき、認定基準等に照らして行ったものである。

(2) 診断書には、「精神症状」として「自閉」、「無為」及び「感情の平板化」の記載はあるものの、認定基準に示す症状については明記されていなかった。

また、「日常生活能力の程度」の記載から「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが5点となったことにより、審査請求人の障害の程度は、認定基準に該当しないと判断したものであり、原処分は正当である。

(3) さらに、審査請求人は、前記1のとおり主張するが、精神障害者保健福祉手帳の判定基準と手当の認定基準には相違があること、仮に審査請求人が国民年金保険料納付義務の法定免除要件に該当する可能性があっても、手当の認定基準に該当するとは言えないから、その主張を容認することはできない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別障害者手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、審査請求人に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

具体的には、審査請求人は、精神障害者保健福祉手帳2級の判定を受けていること又は国民年金保険料の納付義務の免除要件（障害基礎年金の支給要件）に該当する可能性があることをもって、特別障害者手当の支給要件に当たると主張するものと解されるが、手当の受給資格が認定されるためには、特別障害者手当認定診断書に記載された障害の状態が、嘱託医師の審査判定も得て、総合的にみたときに、認定基準に定める要件に合致するものと判定される必要があるところ、審査請求人の障害の状態は認定基準に定める「著しく重度の障害の状態」に当たらず、原処分は、1のとおり適正に行われたものであるから、これを違法、不当とする余地はない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年2月21日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月27日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別障害者手当の支給に係る認定基準によると、精神の障害（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第2項第3号に該当する障害）の程度は、高度の人格変化、思考障害、その他妄想、幻覚等の異常体験が著明なものであって、日常生活能力の動作及び行動を判定表に従って点数化した数値が一定の水準（14点）以上である場合に限られるものとされており、その判定は、特別障害者手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、「統合失調症」による精神症状として、「自閉」、「無為」及び「感情の平板化」があるとされ、「陽性症状は薬物療法によりコントロールされ」、「残遺症状が主症状である」とされており、これらの記載からは、高度の人格変化等が著明であると確定的に判断することはできない。

他方、日常生活能力の程度をみると、「食事」及び「簡単な買物」は「介助があればできる」と、「用便の始末」及び「衣服の着脱」は「ひとりでできる」等とされ、これらを日常生活能力に係る判定表に従い点数化すると、認定基準に定められた一定の水準には至らない程度（5点）であることが認められる。

こうした事実関係に基づき、精神の障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、審査請求人について特別障害者手当の認定要件（著しく重度の障害）に該当しないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

なお、審査請求人は、精神障害者保健福祉手帳 2 級の判定を受けていること又は国民年金保険料の納付義務の免除要件（障害基礎年金の支給要件）に該当する可能性があることをもって、特別障害者手当の認定要件に当たると主張するが、これらの制度と特別障害者手当とはその制度目的及び認定要件を異にし、審査請求人の障害の状態は、手当の認定要件に該当しないことは前述のとおりであるから、かかる主張は採用することはできない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却すべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美